

第 175 号 (令和 6 年 8 月 23 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[規則]

△ 区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民局区連絡調整課】 4

△ 横浜市地区センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【市民局地域施設課】 5

[告示]

△ 指定納付受託者の指定【政策経営局財源確保推進課】 6

△ 指定納付受託者に関する事項の変更の届出【政策経営局財源確保推進課】 7

△ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】 8

△ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 9

△ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 12

△ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 13

△ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 15

△ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 17

△ 生活保護法に基づく指定医療機関の再開【健康福祉局生活支援課】 19

△ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 20

△ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 21

△ 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 32

△ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 33

△ 土地改良区の定款変更の認可【みどり環境局農政推進課】 35

△ 指定納付受託者の指定【資源循環局施設課】 36

△ 同 【資源循環局施設課】 37

△ 指定公金事務取扱者の変更【建築局市営住宅課】 38

△ 電線共同溝を整備すべき道路の指定【道路局管理課】 39

[公告]

△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 40

△ 同 【経済局商業振興課】 42

△ 公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】 43

△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】 44

△ 同 【みどり環境局水・土壤環境課】 45

△ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壤環境課】 46

△ 環境影響評価書の縦覧【みどり環境局環境影響評価課】 47

△ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 48

△ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】 49

△ 廃物の認定【資源循環局街の美化推進課】 50

△ 建築協定の認可【建築局建築企画課】 51

△ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】 52

△	開発行為に関する工事の完了	【建築局調整区域課】	53
△	同	【建築局調整区域課】	54
△	同	【建築局調整区域課】	55
△	同	【建築局調整区域課】	56
△	同	【建築局調整区域課】	57
△	同	【建築局調整区域課】	58
△	同	【建築局調整区域課】	59
△	同	【建築局調整区域課】	60
△	同	【建築局調整区域課】	61
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定	【建築局調整区域課】	62
△	同	【建築局調整区域課】	63
△	同	【建築局調整区域課】	64
△	同	【建築局調整区域課】	65
△	建築基準法に基づく指定道路の廃止	【建築局建築指導課】	66
△	同	【建築局建築指導課】	67
△	同	【建築局建築指導課】	68
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止	【建築局建築指導課】	69
△	同	【建築局建築指導課】	70
△	同	【建築局建築指導課】	71
△	同	【建築局建築指導課】	72
△	市街地再開発事業の施行地区となるべき区域	【都市整備局都心再生課】	73
△	同	【都市整備局都心再生課】	74
△	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所	【都市整備局市街地整備調整課】	75
[区告示]			
△	認可地縁団体の告示事項の変更	【鶴見区地域振興課】	76
△	同	【港南区地域振興課】	77
△	同	【港南区地域振興課】	78
△	同	【旭区地域振興課】	79
△	同	【旭区地域振興課】	80
△	同	【旭区地域振興課】	81
△	同	【金沢区地域振興課】	82
△	同	【金沢区地域振興課】	83
△	同	【栄区地域振興課】	84
△	同	【栄区地域振興課】	85
△	同	【栄区地域振興課】	86
△	同	【栄区地域振興課】	87
[区公告]			
△	自動車臨時運行許可番号標の失効	【中区総務課】	88
[消防局]			
△	職員の懲戒処分	【人事課】	89
[交通局]			
△	職員の懲戒処分	【人事課】	90
[教育委員会]			

△ 公印の改刻及び廃止【総務課】	91
【市選挙管理委員会】	
△ 委員の氏名【選挙課】	92
△ 委員長等の氏名【選挙課】	93
【監査委員】	
△ 住民監査請求に係る監査結果の公表（令和 6 年 6 月 3 日受付）【監査管理課】	94
△ 住民監査請求に係る監査結果の公表（令和 6 年 6 月 10 日受付）【監査管理課】	95
【その他】	
△ 公立大学法人横浜市立大学令和 5 事業年度財務諸表の公告【公立大学法人横浜市立大学】	96

規 則

区 の 設 置 並 び に 区 の 事 務 所 の 位 置 、 名 称 及 び 所 管 区 域 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規 則 を こ こ に 公 布 す る
。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 69 号

区 の 設 置 並 び に 区 の 事 務 所 の 位 置 、 名 称 及 び 所 管 区 域 を
定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る 規
則

区 の 設 置 並 び に 区 の 事 務 所 の 位 置 、 名 称 及 び 所 管 区 域 を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (令 和 6 年 2 月 横 浜 市 条 例 第 3 号) は 、 令 和 6 年 9 月 2 日 から 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 から 施 行 す る 。

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 70 号

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例の施行期
日を定める規則

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例（令和 5 年 6 月横
浜市条例第 18 号）は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

横浜市告示第 318 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

指定納付受託者の名称	指定納付受託者の主たる事務所の所在地	指定納付受託者に納付させる歳入	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社	東京都品川区西五反田 7 丁目 7 番 7 号 SG スクエア 7 F	インターネットを利用して納付する横浜市への寄附金	令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 319 号

指 定 納 付 受 託 者 に 関 す る 事 項 の 変 更 の 届 出

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 231 条 の 2 の 3 の 規 定 に よ り、指 定 納 付 受 託 者 か ら 事 務 所 の 所 在 地 を 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 指 定 納 付 受 託 者

株 式 会 社 アイ モ バ イ ル

(2) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
指 定 納 付 受 託 者 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地	東 京 都 渋 谷 区 桜 丘 町 22 番 14 号 N.E.S ビ ル N 棟 2 階	東 京 都 渋 谷 区 渋 谷 三 丁 目 26 番 20 号 関 電 不 動 産 渋 谷 ビ ル 8 階

横浜市告示第 320 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 第 1 項に規定する控除対象寄附金として、次のとおり指定した。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

次の法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

指定年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 8 月 14 日	特定非営利活動法人 森ノオト	青葉区鴨志田町 818 番地の 3	令和 6 年 1 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日まで

横浜市告示第 321 号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和 6 年 4 月 1 日	港南台ママ小児科	港南区港南台四丁目 33 番 38 号
令和 6 年 4 月 16 日	生麦ファミリークリ ニック	鶴見区岸谷一丁目 23 番 10 号
令和 6 年 5 月 7 日	福壽堂薬局	栄区桂台南一丁目 18 番 4 号
令和 6 年 6 月 1 日	フローラ薬局	中区相生町 3 丁目 63 番地の 1
同	上大岡はやし泌尿器 科クリニック	港南区上大岡西一丁 目 19 番 17 号
同	横浜常盤台みんなの 診療所	保土ヶ谷区常盤台 22 番 7 号
同	花レディースクリニ ック	旭区鶴ヶ峰二丁目 29 番地の 14
同	ことぶきクリニック	磯子区岡村六丁目 5 番 46 号
同	モンビルクリニック	磯子区東町 15 番 32 号
同	はなや薬局	港北区篠原東三丁目 1 番 1 号
同	長津田健診・透析ク リニック	緑区長津田四丁目 23 番 1 号
同	マンボウ歯科クリニ ック	戸塚区汲沢町 426 番 地
同	映双薬局	栄区長沼町 187 番地
同	医療法人社団ふたば 会やよい台内科・皮 フ科	泉区弥生台 25 番地の 1
同	村上耳鼻咽喉科	泉区弥生台 25 番地の 1

令和 6 年 7 月 1 日	スギ薬局三ツ沢上町店	神奈川県三ツ沢上町 2 番 12 号
同	えりこ形成外科クリニック	中区長者町 6 丁目 10 0 番地の 1
同	スギ薬局菊名駅南店	港北区篠原北一丁目 1 番 2 号
同	日吉いわさ内科・循環器内科	港北区日吉七丁目 15 番 21 号
同	さんりつ在宅クリニック十日市場	緑区十日市場町 821 番地の 1
同	市が尾皮膚科形成外科	青葉区市ヶ尾町 1,15 5 番地の 7
同	南山堂薬局市ヶ尾店	青葉区市ヶ尾町 1,15 5 番地の 7
同	A I プラスクリニックたまプラーザ	青葉区美しが丘一丁目 5 番地の 5
同	医療法人社団敬明会北山田デンタルクリニック	都筑区北山田一丁目 12 番 13 号
同	立場在宅診療所	泉区中田北一丁目 1 番 2 号
令和 6 年 7 月 23 日	ハックドラッグゆめが丘ソラトス薬局	泉区下飯田町 1,584 番地の 2
同	ゆめが丘眼科・横浜ゆめが丘ソラトス院	泉区下飯田町 1,584 番地の 2

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 6 年 6 月 1 日	医療法人福和会	南区别所一丁目 2 番 5 号	S T E L L A 訪問看護ステーション	港南区港南五丁目 19 番 14 号
同	医療法人社団明芳会	東京都板橋区小豆沢 2 丁目 12 番 7 号	医療法人社団明芳会イムス横浜狩場訪問看護ステーション	保土ヶ谷区狩場町 219 番地
同	株式会社フレアス	山梨県中巨摩郡昭和町西条 1,514	フレアス看護小規模多機能四季の森公園	旭区上白根町 795 番地の 2

		番地		
同	同	同	フレアス訪問 看護ステーション 四季の森 公園	旭区上白根町 795 番地の 2

横浜市告示第 322 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 6 年 7 月 1 日	小林 まさ子	ポラリス鍼灸マ ッサージ治療院	戸塚区平戸三丁目 31 番 12 号
令和 6 年 8 月 1 日	新倉 健介	O N E U P 接 骨院	鶴見区豊岡町 40 番 18 号
同	伏見 朝子	鍼灸マッサー ジラウレア	中区本牧原 9 番 1 号
同	等々力 賞子	訪問マッサー ジはりきゅうあん 寿横浜南	南区中里四丁目 26 番 17 号
同	和田 城功	こもれび鍼灸治 療院	南区六ツ川 1 丁目 50 番地の 20
同	高橋 賢二	優々鍼灸マッ サー治療院	旭区上川井町 178 番地の 4
同	中井 義広	同	同
同	久木 茉菜	はり・きゅう・ マッサージみど りの風横浜青葉	青葉区田奈町 13 番 地の 10
同	林 優	訪問マッサー ジはりきゅうあん 寿鎌倉	栄区笠間一丁目 12 番 13 号
同	村田 裕章	同	同

横浜市告示第 323 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和 6 年 4 月 25 日	(新) ドラッグセイムス青葉黒須田薬局	青葉区黒須田 32 番地の 1
	(旧) スマイル薬局青葉黒須田店	
令和 6 年 5 月 9 日	(新) 新高島金沢内科クリニック	西区みなとみらい五丁目 1 番 2 号
	(旧) みなとみらいクリニック新高島	
令和 6 年 6 月 1 日	(新) 道下内科クリニック	栄区桂町 324 番地の 6
	(旧) 医療法人社団柴崎内科クリニック	
令和 6 年 6 月 8 日	(新) ドラッグセイムス鴨居南口薬局	緑区鴨居一丁目 9 番 14 号
	(旧) スマイル薬局鴨居南口店	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 6 年 6 月 1 日	株式会社リカバリータイムズ	鶴見区駒岡五丁目 17 番 32 号	リカバリータイムズ	(新) 鶴見区駒岡四丁目 21 番 1 号
				(旧) 鶴見区鶴見中央二丁目 8 番 33 号
令和 6 年 7 月 1 日	株式会社エール・エー・エル	泉区和泉中央南一丁目 41 番 30 号	ささえる訪問看護ステーション	(新) 栄区公田町 596 番地の 8
				(旧) 栄区公田町

				169 番 地
--	--	--	--	---------

横浜市告示第 324 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和 3 年 3 月 1 日	渡 会 香 織	(新) 訪問 マッサージはりきゅうあん寿横浜南	南区中里四丁目 26 番 17 号
		(旧) 訪問 マッサージあん寿	
令和 5 年 4 月 1 日	廣 瀬 竣 大	(新) 訪問 マッサージはりきゅうあん寿横浜旭	(新) 旭区さちが丘 128 番地の 14
		(旧) 株式会社アメニティーサービス鍼灸マッサージ院	(旧) 戸塚区前田町 501 番地
令和 6 年 4 月 17 日	(新) 清 家 裕 子	マッサージはりきゅう家族の絆治療院	栄区鍛冶ケ谷二丁目 31 番 4 号
	(旧) 小 野 裕 子		
令和 6 年 7 月 1 日	(新) 小 林 彩 花	(新) 訪問 マッサージはりきゅうあん寿横浜旭	(新) 旭区さちが丘 128 番地の 14
	(旧) 長谷川 彩 花	(旧) 訪問 マッサージあん寿	(旧) 南区中里四丁目 26 番 17 号
同	森 奈保美	(新) 訪問はり灸治療院チームサポ	(新) 金沢区金沢町 36 番地の 3
		(旧) はり・きゅうマッサージ風の谷の治療院	(旧) 戸塚区吉田町 1,868 番地の 37
令和 6 年 7 月 9 日	糸 洲 盛 俊	(新) 開設なし	(新) 旭区鶴ヶ峰本町二丁目 1 番 3 号
		(旧) 鍼灸マッサージ	(旧) 旭区鶴ヶ峰二

		ジからだ元気治 療院横浜旭	丁目 5 番地の 6
--	--	------------------	------------

横浜市告示第 325 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 5 年 3 月 1 日	三和薬局	港北区日吉本町四丁目 15 番 7 号
令和 5 年 3 月 26 日	富岡医院	栄区桂町 181 番地の 7
令和 6 年 3 月 31 日	港南台ママ小児科	港南区港南台四丁目 33 番 38 号
令和 6 年 4 月 15 日	生麦ファミリークリニック	鶴見区岸谷一丁目 23 番 10 号
令和 6 年 5 月 6 日	福壽堂薬局	栄区桂台南一丁目 18 番 3 号
令和 6 年 5 月 30 日	山下公園クリニック	中区山下町 28 番地の 2
令和 6 年 5 月 31 日	イムラック泌尿器科	港南区上大岡西一丁目 19 番 17 号
同	宮脇歯科クリニック	保土ヶ谷区天王町 2 丁目 46 番地の 10
同	横浜常盤台みんなの診療所	保土ヶ谷区常盤台 22 番 7 号
同	花レディースクリニック	旭区鶴ヶ峰二丁目 29 番地の 14
同	ことぶきクリニック	磯子区岡村六丁目 5 番 46 号
同	モンビルクリニック	磯子区東町 15 番 32 号
同	はなや薬局	港北区篠原東三丁目 1 番 1 号
同	長津田厚生クリニック	緑区長津田四丁目 23 番 1 号
同	医療法人社団清和会赤池歯科クリニック	青葉区美しが丘四丁目 1 番地の 19

同	つる薬局中川店	都筑区中川一丁目 18 番 28 号
同	平安薬局戸塚駅東口店	戸塚区矢部町 14 番地の 2
同	共創未来長沼薬局	栄区长沼町 188 番地の 1
同	医療法人社団ふたば会やよい台内科・皮膚科	泉区弥生台 25 番地の 1
同	村上耳鼻咽喉科	泉区弥生台 25 番地の 1
令和 6 年 6 月 27 日	八木小児科医院	港南区野庭町 599 番地の 9

2 廃止訪問看護事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 6 年 7 月 31 日	有限会社在宅ナースの会	金沢区柳町 15 番地の 6	ふくふく能見台訪問看護ステーション	金沢区能見台通 8 番 8 号

横浜市告示第 326 号

生活保護法に基づく指定医療機関の再開

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり再開した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

再開年月日	名称	所在地
令和 6 年 6 月 1 日	医療法人社団元志会 鶴ヶ峰駅前耳鼻咽喉科	旭区鶴ヶ峰二丁目 30 番地の 10

横浜市告示第 327 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和 6 年 7 月 31 日	二俣川内科・循環器 内科クリニック	旭区二俣川 1 丁目 45 番地の 89

横浜市告示第 328 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 5 月 22 日	株式会社トーチプレイ ン	(新) 中区千歳町 1 番地の 2	ケアサポート りりーべる	(新) 中区千歳町 1 番地の 2
		(旧) 中区不老町 2 丁目 8 番地		(旧) 中区不老町 2 丁目 8 番地

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	株式会社すまいるまま	鶴見区寺谷二丁目 15 番 18 号	(新) 母と子の訪問看護めぐみ	鶴見区寺谷二丁目 15 番 18 号
			(旧) 訪問看護ステーションめぐみ	
令和 6 年 4 月 1 日	一般社団法人愛楽園	磯子区丸山一丁目 15 番 1 号	(新) アイナース S S C	中区松影町 3 丁目 11 番地の 2
			(旧) あい訪問看護・リハビリステーション特別支援センター	
同	同	同	(新) アイナース 磯子	磯子区上町 1 番 28 号
			(旧) あい訪問看護・リハビリステーション	

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
-------	--------	------------	------------	-------------

令和 5 年 12 月 10 日	株式会社フ ァーマみら い	(新)東京都中 央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来なま むぎ薬局	鶴見区生麦一 丁目 14 番 27 号
		(旧)東京都世 田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新)東京都中 央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来片倉 薬局	神奈川区片倉 二丁目 1 番 17 号
		(旧)東京都世 田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新)東京都中 央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来横浜 薬局	神奈川区三ツ 沢西町 4 番 15 号
		(旧)東京都世 田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新)東京都中 央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来平沼 薬局	西区平沼一丁 目 2 番 12 号
		(旧)東京都世 田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新)東京都中 央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来馬車 道薬局	中区海岸通 5 丁目 25 番地
		(旧)東京都世 田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号		

同	同	(新) 東京都中央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来メデ 薬局	港南区大久保 二丁目 7 番 18 号
		(旧) 東京都世田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都中央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来上大 岡薬局	港南区上大岡 西一丁目 19 番 17 号
		(旧) 東京都世田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都中央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来上大 岡東薬局	港南区上大岡 東二丁目 3 番 11 号
		(旧) 東京都世田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都中央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来横浜 最戸薬局	港南区最戸一 丁目 3 番 9 号
		(旧) 東京都世田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都中央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	横浜薬局	港南区最戸一 丁目 4 番 11 号
		(旧) 東京都世田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号		

同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来 港南 最戸薬局	港南区 最戸一 丁目 7 番 13 号
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来 鶴ヶ 峰駅前薬局	旭区 鶴ヶ峰一 丁目 12 番地 の 3
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来 二俣 川薬局	旭区 二俣川 2 丁目 36 番地 の 3
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来 芦名 橋薬局	磯子区 磯子二 丁目 14 番 10 号
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来 能見 台薬局	金沢区 能見台 三丁目 16 番地 の 1
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		

同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来鴨居薬局	緑区 白山一丁目 1 番 3 号
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来ニュータウン薬局	都筑区 葛が谷 10 番 10 号
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来本郷台駅前薬局	栄区 小菅ヶ谷 一丁目 4 番 6 号
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来本郷台薬局	栄区 小菅ヶ谷 一丁目 15 番 2 号
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来長沼薬局	栄区 長沼町 18 番地の 1
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		

4 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 11 月 1 日	株式会社リカバリータイムズ	鶴見区駒岡五丁目 17 番 32 号	リカバリータイムズ駒岡	(新) 鶴見区駒岡五丁目 17 番 28 号
				(旧) 鶴見区駒岡五丁目 17 番 32 号

5 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 6 年 4 月 1 日	一般社団法人愛楽園	磯子区丸山一丁目 15 番 1 号	(新) アイナース磯子	磯子区上町 1 番 28 号
			(旧) えんケアプランセンター	

6 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 5 年 4 月 1 日	株式会社すまいるま	鶴見区寺谷二丁目 15 番 18 号	(新) 母と子の訪問看護めぐみ	鶴見区寺谷二丁目 15 番 18 号
			(旧) 訪問看護ステーションめぐみ	
令和 6 年 4 月 1 日	一般社団法人愛楽園	磯子区丸山一丁目 15 番 1 号	(新) アイナース S S C	中区松影町 3 丁目 11 番地の 2
			(旧) あい訪問看護・リハビリステーション特別支援センター	
同	同	同	(新) アイナース磯子	磯子区上町 1 番 28 号
			(旧) あい訪問看護・リハビリステーション	

7 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
-------	--------	------------	------------	-------------

令和 5 年 12 月 10 日	株式会社フ ァーマみら い	(新) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来なま むぎ薬局	鶴見区生麦一 丁目 14 番 27 号
		(旧) 東京都世 田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来片倉 薬局	神奈川区片倉 二丁目 1 番 17 号
		(旧) 東京都世 田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来横浜 薬局	神奈川区三ツ 沢西町 4 番 15 号
		(旧) 東京都世 田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来平沼 薬局	西区平沼一丁 目 2 番 12 号
		(旧) 東京都世 田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都中 央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来馬車 道薬局	中区海岸通 5 丁目 25 番地
		(旧) 東京都世 田谷区代沢 5 丁目 2 番 1 号		

同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来メデ 薬局	港南区大久保 二丁目 7 番 18 号
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来上大 岡薬局	港南区上大岡 西一丁目 19 番 17 号
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来上大 岡東薬局	港南区上大岡 東二丁目 3 番 11 号
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来横浜 最戸薬局	港南区最戸一 丁目 3 番 9 号
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	横浜薬局	港南区最戸一 丁目 4 番 11 号
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		

同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来 港南 最戸薬局	港南区 最戸 一丁目 7 番 13 号
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来 鶴ヶ峰 駅前薬局	旭区 鶴ヶ峰 一丁目 12 番 地の 3
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来 二俣 川薬局	旭区 二俣川 2 丁目 36 番 地の 3
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来 芦名 橋薬局	磯子区 磯子 二丁目 14 番 10 号
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来 能見 台薬局	金沢区 能見台 三丁目 16 番 地の 1
		(旧) 東京都 世田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		

同	同	(新) 東京都 中 央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来鴨居 薬局	緑区 白山一丁 目 1 番 3 号
		(旧) 東京都 世 田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中 央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来ニユ ータウン薬局	都筑区 葛が谷 10 番 10 号
		(旧) 東京都 世 田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中 央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来本郷 台駅前薬局	栄区 小菅ケ谷 一丁目 4 番 6 号
		(旧) 東京都 世 田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中 央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来本郷 台薬局	栄区 小菅ケ谷 一丁目 15 番 2 号
		(旧) 東京都 世 田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		
同	同	(新) 東京都 中 央区 八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来長沼 薬局	栄区 長沼町 18 8 番地の 1
		(旧) 東京都 世 田谷区 代沢 5 丁目 2 番 1 号		

8 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 5 月 22 日	株式会社ト ーチプレイ ン	(新) 中区千歳 町 1 番地の 2	ケアサポ ート りりーべ る	(新) 中区千歳 町 1 番地の 2
		(旧) 中区不老 町 2 丁目 8 番地		(旧) 中区不老 町 2 丁目 8 番地

9 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 11 月 1 日	株式会社リ カバリータ イムズ	鶴見区駒岡 五丁目 17 番 32 号	リカバリー タ イムズ駒岡	(新) 鶴見区駒岡 五丁目 17 番 28 号
				(旧) 鶴見区駒岡 五丁目 17 番 32 号

横浜市告示第 329 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 6 月 1 日	株式会社サンウェルズ	石川県金沢市二宮町 15 番 13 号	サンウェルズ 神大寺ヘルパーステーション	神奈川県神大寺二丁目 39 番 25 号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 6 月 1 日	株式会社サンウェルズ	石川県金沢市二宮町 15 番 13 号	サンウェルズ 神大寺訪問看護ステーション	神奈川県神大寺二丁目 39 番 25 号

横浜市告示第 330 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問入浴介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 6 月 30 日	株式会社お元気福祉サービス	南区六ツ川一丁目 645 番地の 1	お元気福祉サービス横浜北	鶴見区鶴見中央四丁目 38 番 19 号

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 5 月 31 日	株式会社フーマみらい	東京都中央区八重洲 2 丁目 2 番 1 号	共創未来長沼薬局	栄区长沼町 18 8 番地の 1

3 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 6 年 6 月 30 日	合同会社ありがとう	中区本郷町 3 丁目 293 番地	ケアマネオフィスありがとう	中区石川町 3 丁目 106 番地の 4
同	株式会社ねっこ	港南区日野六丁目 2 番 6 号	居宅介護支援事業所ねっこ	港南区日野六丁目 2 番 6 号
同	特定非営利活動法人ピッピ・親子サポートネット	青葉区荏田西三丁目 1 番地の 19	居宅介護支援大場町みんなのいえ	青葉区大場町 174 番地の 28 0

4 介護予防事業者（介護予防訪問入浴介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年	株式会社お	南区六ツ川	お元気福祉サ	鶴見区鶴見中

6 月 30 日	元 気 福 祉 サ ー ビ ス	一 丁 目 645 番 地 の 1	ー ビ ス 横 浜 北	央 四 丁 目 38 番 19 号
同	同	同	お 元 気 福 祉 サ ー ビ ス 二 俣 川	旭 区 二 俣 川 1 丁 目 86 番 地 の 39

5 介 護 予 防 事 業 者 (介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導)

廃 止 年 月 日	事 業 者 の 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	介 護 予 防 事 業 所 の 名 称	介 護 予 防 事 業 所 の 所 在 地
令 和 6 年 5 月 31 日	株 式 会 社 フ ァ ー マ み ら い	東 京 都 中 央 区 八 重 洲 2 丁 目 2 番 1 号	共 創 未 来 長 沼 薬 局	栄 区 長 沼 町 18 8 番 地 の 1

横 浜 市 告 示 第 331 号

土 地 改 良 区 の 定 款 変 更 の 認 可

土 地 改 良 法 (昭 和 24 年 法 律 第 195 号) 第 30 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
き、横 浜 市 都 筑 区 都 田 第 一 土 地 改 良 区 の 定 款 及 び 附 属 書 役 員 選 任 規
程 の 変 更 を 認 可 し た。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 332 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定納付受託者の名称
三井住友カード株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都江東区豊洲二丁目 2 番 31 号
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和 6 年 7 月 23 日
- 4 指定納付受託者に納付させる歳入
キャッシュレス決済による一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用
- 5 指定納付受託者に納付させる期間
令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 333 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社ジェーシービー
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都港区南青山 5 丁目 1 番 22 号
- 3 指定納付受託者を指定した日
令和 6 年 8 月 6 日
- 4 指定納付受託者に納付させる歳入
キャッシュレス決済による一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用
- 5 指定納付受託者に納付させる期間
令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

横 浜 市 告 示 第 334 号

指 定 公 金 事 務 取 扱 者 の 変 更

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 243 条 の 2 第 4 項 の 規 定 に
よ り 、 次 の と お り 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 を 変 更 し た 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 の 名 称 及 び 事 務 所 の 所 在 地

下 表 の と お り

2 指 定 公 金 事 務 取 扱 者 の 変 更 を し た 日

令 和 6 年 7 月 1 日

対 象 と な る 市 営 住 宅 等 が 存 す る 地 域	指 定 公 金 事 務 取 扱 者	
	所 在 地	名 称
旭 区	中 区 真 砂 町 2 丁 目 22 番 地	一 般 社 団 法 人 かな が わ 土 地 建 物 保 全 協 会 会 長 石 塚 裕 之
磯 子 区	同	同
金 沢 区	同	同
栄 区	同	同

横 浜 市 告 示 第 335 号

電 線 共 同 溝 を 整 備 す べ き 道 路 の 指 定

電 線 共 同 溝 の 整 備 等 に 関 す る 特 別 措 置 法 (平 成 7 年 法 律 第 39 号)
 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 電 線 共 同 溝 を 整 備 す べ き 道 路 を 指 定
 し た の で 、 同 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間
市 道	環 状 3 号 線	港 南 区 港 南 台 八 丁 目 1 番 の 1 地 先 から 磯 子 区 洋 光 台 六 丁 目 58 番 地 先 まで
市 道	環 状 3 号 線	磯 子 区 洋 光 台 六 丁 目 59 番 地 内 から 同 区 上 中 里 町 299 番 の 7 地 内 まで

公 告

横 浜 市 公 告 第 422 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

横 浜 ワ ー ル ド ポ ー タ ー ズ
中 区 新 港 二 丁 目 2 番 1 号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

株 式 会 社 横 浜 イ ン ポ ー ト マ ー ト
代 表 取 締 役 大 田 原 隆 広
中 区 新 港 二 丁 目 2 番 1 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 レ ピ ス 代 表 取 締 役 高 田 公 平 東 京 都 目 黒 区 青 葉 台 4 丁 目 1 番 3 - 704 号 ほ か 68 者	株 式 会 社 レ ピ ス 代 表 取 締 役 北 村 大 輔 東 京 都 目 黒 区 青 葉 台 4 丁 目 1 番 3 - 704 号 ほ か 61 者

(4) 変 更 の 年 月 日

令 和 6 年 1 月 9 日 ほ か

(5) 変 更 し た 理 由

小 売 業 者 の 代 表 者 変 更 の た め ほ か

2 届 出 年 月 日

令 和 6 年 8 月 1 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 423 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キュービックプラザ新横浜
港北区新横浜二丁目 100 番地の 45

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

新横浜ステーション開発株式会社
代表取締役 松尾啓史
港北区新横浜二丁目 4 番地の 1

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	新横浜ステーション開発株式会社 代表取締役社長 藤川 紳	新横浜ステーション開発株式会社 代表取締役 松尾 啓史
	港北区新横浜二丁目 4 番地の 1	港北区新横浜二丁目 4 番地の 1

(4) 変更の年月日

令和 6 年 6 月 26 日

(5) 変更した理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

令和 6 年 8 月 5 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 424 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
和田公園	保土ヶ谷区 和田一丁目 15 番	別図のとおり 865 m ²	立入禁止	令和 6 年 8 月 26 日から令和 6 年 11 月 30 日 まで
磯子台公園	磯子区磯子 台 3 番	別図のとおり 2,379 m ²	立入禁止	令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日 まで
滝頭公園	磯子区滝頭 一丁目 2 番	別図のとおり 1,850 m ²	立入禁止	令和 6 年 9 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日 まで

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 425 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
神 奈 川 区 新 浦 島 町 2 丁 目 1 番 の 17 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 426 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
緑 区 新 治 町 字 長 町 6 番 の 3 及 び 三 保 町 字 宮 根 2,081 番 の 1 の 各
一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物 、 水 銀 及 び そ の 化 合 物 、 鉛 及 び そ の 化 合 物 、
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横 浜 市 公 告 第 427 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
6 年 6 月 横 浜 市 公 告 第 335 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
磯 子 区 新 磯 子 町 27 番 の 14 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
六 価 ク ロ ム 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 428 号

環境影響評価書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号。以下「条例」という。）第 32 条の規定に基づき、2027 年国際園芸博覧会に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）の提出があったので、条例第 33 条の規定に基づき、当該評価書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会
事務総長・代表理事 河村 正 人
中区住吉町 1 丁目 13 番地
- 2 対象事業の名称
2027 年国際園芸博覧会
- 3 対象事業が実施されるべき区域
旭区上川井町及び瀬谷区瀬谷町
- 4 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課
旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12
横浜市旭区役所総務部区政推進課
瀬谷区二ツ橋町 190 番地
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課
- 5 縦覧期間
令和 6 年 8 月 23 日から令和 6 年 9 月 24 日まで

横浜市公告第 429 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和 6 年 7 月 1 日	00590	株式会社金子産商湘南	(新) 金子 武 史	金沢区東朝比奈三丁目 16 番 2 号
			(旧) 金子 久 雄	
令和 6 年 5 月 5 日	11137	大雄建設株式会社	(新) 米 田 とし子	保土ヶ谷区峰岡町 1 丁目 3 番地の 12
			(旧) 志 村 昌 孝	
令和 6 年 7 月 1 日	30441	株式会社水工	神 崎 清	(新) 大和市福田 2 丁目 2 番地の 9
				(旧) 大和市福田 1 丁目 6 番地の 7
令和 6 年 6 月 30 日	00218	双葉工業株式会社	(新) 中 元 祐 樹	磯子区森三丁目 8 番 2 号
			(旧) 中 元 勇 治	
令和 6 年 6 月 5 日	11421	株式会社カトー工業	(新) 加 藤 貴 代	藤沢市石川 1 丁目 29 番地の 6
			(旧) 加 藤 覚	
令和 6 年 5 月 1 日	11614	(新) 株式会社クロイワ	黒 岩 裕 介	(新) 金沢区東朝比奈二丁目 2 番 31 号
		(旧) ダイチ緑建株式会社		(旧) 港南区上大岡西二丁目 8 番 20 号
令和 6 年 7 月 1 日	10341	工藤建設株式会社	(新) 藤 井 研 児	青葉区新石川四丁目 33 番地の 10
			(旧) 工 藤 英 司	

横浜市公告第 430 号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

指定番号	名称	営業所所在地	取消年月日
11698	有限会社ワールド建設	南区榎町 2 丁目 68 番地	令和 6 年 7 月 1 日
00096	株式会社城口研究所横浜支店	中区太田町 4 丁目 55 番地	令和 6 年 7 月 31 日

横浜市公告第 431 号

廃物の認定

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第 31 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、次の放置自動車及び沈船等は、この公告を行った日から起算して 10 日を経過したときは、廃物として認定する。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

1 放置自動車

放置場所	車名
南区大岡三丁目	カワサキ エストレヤ
中区港町 4 丁目	トヨタ パッソ
戸塚区戸塚町	P G O G - M A X 220
磯子区新森町	ダイハツ ハイゼット

2 沈船等

放置場所	船名
金沢区野島町	不明
金沢区野島町	不明
金沢区野島町	不明
金沢区野島町	不明
金沢区野島町	不明
金沢区野島町	不明
金沢区野島町	不明

横 浜 市 公 告 第 432 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、金 沢 文 庫 パ ー ク タ ウ ン 建 築 協 定 を 認 可 し た。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 433 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、ウッドパーク金沢文庫建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間
令和 6 年 8 月 26 日から令和 6 年 9 月 24 日まで
- 2 縦覧場所
横浜市建築局建築指導部建築企画課
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
- 3 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日
令和 6 年 10 月 17 日午後 2 時 30 分
- 5 公開による意見の聴取の場所
ウッドパーク金沢文庫自治会コミュニティセンター
金沢区釜利谷南二丁目 50 番 5 号

横 浜 市 公 告 第 434 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 10 月 21 日 第 2022 開 204 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 港 区 芝 2 丁 目 31 番 19 号
株 式 会 社 長 谷 工 不 動 産
代 表 取 締 役 松 本 健
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
神 奈 川 区 片 倉 一 丁 目 476 番 の 9 から 476 番 の 12 ま で

横 浜 市 公 告 第 435 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 4 月 27 日 第 2023 開 601 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 川 上 町 88 番 地 の 1
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 二 村 淳 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 笹 下 六 丁 目 3,417 番 の 90 、 3,417 番 の 200 、 3,417 番 の
246 、 3,417 番 の 247 、 3,526 番 の 7 、 3,528 番 の 2 、 3,528 番
の 7 、 3,528 番 の 10 、 3,528 番 の 26 の 一 部 、 3,528 番 の 27 、 3,52
8 番 の 28 、 3,528 番 の 29 の 一 部 及 び 3,528 番 の 30

横 浜 市 公 告 第 436 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 7 月 11 日 第 2023 開 1805 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 1 丁 目 26 番 2 号
野 村 不 動 産 株 式 会 社
代 表 取 締 役 松 尾 大 作
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
都 筑 区 中 川 一 丁 目 25 番 の 1 、 25 番 の 40 及 び 25 番 の 41

横 浜 市 公 告 第 437 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 9 月 7 日 第 2023 開 1309 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 川 上 町 88 番 地 の 1
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 二 村 淳 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 平 戸 町 1,110 番 の 13 、 1,111 番 の 20 、 1,111 番 の 21 、 1,
113 番 の 2 から 1,113 番 の 4 ま で 、 1,114 番 の 1 、 1,114 番 の 2
、 1,114 番 の 4 、 1,114 番 の 6 から 1,114 番 の 13 ま で 、 1,115 番
の 1 から 1,115 番 の 3 ま で 、 1,115 番 の 8 及 び 1,115 番 の 9

横 浜 市 公 告 第 438 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 10 月 17 日 第 2023 開 1312 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 鶴 屋 町 3 丁 目 29 番 地 の 4
タ ク エ ー ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 瀬 口 力
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 平 戸 町 260 番 の 2 か ら 260 番 の 4 ま で 、 261 番 の 1 、 26
1 番 の 3 の 一 部 、 261 番 の 18 か ら 261 番 の 25 ま で 、 262 番 の 2 の
一 部 、 2,260 番 の 11 の 一 部 及 び 2,260 番 の 12 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 439 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 10 月 23 日 第 2023 開 808 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 川 上 町 88 番 地 の 1
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社
代 表 取 締 役 二 村 淳 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 中 希 望 が 丘 1 番 の 3 、 1 番 の 99 から 1 番 の 110 及 び 4 番 の
2 から 4 番 の 14 まで

横 浜 市 公 告 第 440 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 12 月 14 日 第 2023 開 812 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
南 区 中 島 町 4 丁 目 69 番 地 の 2
有 限 会 社 東 邦 地 所
代 表 取 締 役 佐 藤 仁
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 中 希 望 が 丘 31 番 の 65 の 一 部 、 31 番 の 66 、 33 番 の 8 、 33 番 の
9 、 33 番 の 14 、 33 番 の 17 、 33 番 の 24 、 33 番 の 29 、 33 番 の 31 か ら 33
番 の 38 ま で 、 33 番 の 40 か ら 33 番 の 45 ま で 、 34 番 の 16 及 び 34 番 の 17

横 浜 市 公 告 第 441 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 1 月 15 日 第 2023 開 815 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 二 俣 川 1 丁 目 45 番 地 の 55
株 式 会 社 イ ト ー ハ ウ ジ ン グ
代 表 取 締 役 松 島 信 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
旭 区 本 宿 町 124 番 の 5 及 び 124 番 の 33 か ら 124 番 の 45 ま で

横 浜 市 公 告 第 442 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 1 月 26 日 第 2023 開 1505 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
神 奈 川 区 鶴 屋 町 3 丁 目 29 番 地 の 4
タ ク エ ー ホ ー ム 株 式 会 社
代 表 取 締 役 瀬 口 力
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
栄 区 飯 島 町 1,784 番 の 2 及 び 1,784 番 の 4 から 1,784 番 の 10 ま
で

横浜市公告第 443 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 1 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 8 月 1 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
24.91 m
- 5 指定の場所
鶴見区上末吉三丁目 1,167 番の 3 及び 1,167 番の 4
- 6 申請者の氏名
アグレ都市デザイン株式会社
代表取締役 大林 竜 一

横浜市公告第 444 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 7 ・ 4 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 8 月 7 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
38.85 m
- 5 指定の場所
保土ヶ谷区保土ヶ谷町 3 丁目 227 番の 1
- 6 申請者の氏名
タクトホーム株式会社
代表取締役 小 寺 一 裕

横浜市公告第 445 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 18 ・ 2 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 8 月 7 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
44.06 m
- 5 指定の場所
都筑区大熊町 80 番の 4
- 6 申請者の氏名
株式会社アール・ディベロップメント
代表取締役 石井 拓 人

横 浜 市 公 告 第 446 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 16 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 8 月 13 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
20.00 m
- 5 指 定 の 場 所
泉 区 岡 津 町 2,124 番 の 4
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 TK's ラ ン ド
代 表 取 締 役 入 江 弘 之

横浜市公告第 447 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 37・78 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 8 月 8 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.60 m
- 4 廃止部分の道路の延長
31.10 m
- 5 廃止の場所
神奈川区羽沢南三丁目 348 番の 12 地先から 348 番の 25 地先まで

横 浜 市 公 告 第 448 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号

第 34 ・ 4 号

2 廃 止 年 月 日

令 和 6 年 7 月 30 日

3 廃 止 す る 道 路 の 幅 員

6.20 m

4 廃 止 す る 道 路 の 延 長

23.20 m

5 廃 止 の 場 所

保 土 ヶ 谷 区 川 島 町 651 番 の 91 地 先 か ら 661 番 の 17 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 449 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 6 年 7 月 31 日

2 廃 止 す る 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 す る 道 路 の 延 長

31.56 m

4 廃 止 の 場 所

鶴 見 区 矢 向 六 丁 目 108 番 の 9 、 10 及 び 11 の 各 一 部

横浜市公告第 450 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 45・30 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 7 月 22 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.80 m 及び 8.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
247.00 m
- 5 廃止の場所
港南区野庭町 543 番の 14 地先から日野六丁目 858 番の 7 地先まで

横浜市公告第 451 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 43・14 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 7 月 29 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
133.40 m
- 5 廃止の場所
磯子区田中一丁目 541 番の 5 地先から 541 番の 21 地先まで

横浜市公告第 452 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 43・31 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 8 月 7 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m、6.50 m 及び 15.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
198.40 m
- 5 廃止の場所
戸塚区汲沢一丁目 1,371 番の 8 地先から 1,371 番の 46 地先まで、
1,371 番の 87 地先から 1,402 番の 4 地先まで及び 1,395 番の 1
地先から 1,402 番の 3 地先まで

横 浜 市 公 告 第 453 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 6 年 7 月 29 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

9.70 m

4 廃 止 の 場 所

中 区 新 山 下 一 丁 目 1 番 の 81 、 1 番 の 283 、 1 番 の 375 及 び 1 番
の 393 の 各 一 部

横浜市公告第 454 号

市街地再開発事業の施行地区となるべき区域

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 15 条第 1 項の規定により、関内駅前港町地区市街地再開発組合を設立しようとする者から市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告申請があったので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条の 3 第 2 項の規定に基づき、その区域に含まれる地域の名称を次のとおり公告する。

その区域を表示する図面は、横浜市都市整備局都心活性化推進部都心再生課において、この公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

なお、施行地区となるべき区域内の土地（公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地を除く。）について未登記の借地権を有する者は、都市再開発法第 15 条第 2 項において準用する同法第 7 条の 3 第 3 項の規定に基づき、この公告の日から起算して 30 日以内に横浜市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあつては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、都市再開発法施行規則（昭和 44 年建設省令第 54 号）第 10 条第 1 項に定めるところにより、その借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

中区尾上町 2 丁目 23 番の 2、23 番の 4 の一部、25 番、26 番、27 番の 1 及び 27 番の 2、真砂町 2 丁目 11 番の 2、12 番の 1、12 番の 2、13 番の 1、13 番の 2、14 番の 1、14 番の 2、15 番、16 番の 1、16 番の 2、16 番の 3、17 番の 1、17 番の 2、17 番の 3、18 番の 2、22 番、22 番の 1、22 番の 2、23 番、24 番の 1、24 番の 2、26 番及び 27 番、真砂町 3 丁目 33 番の 2 の一部、港町 2 丁目 3 番の 2、3 番の 4、6 番、7 番、8 番の 1、8 番の 2 及び 9 番並びに港町 3 丁目 10 番の 2 の一部

横浜市公告第 455 号

市街地再開発事業の施行地区となるべき区域

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 15 条第 1 項の規定により、関内駅前北口地区市街地再開発組合を設立しようとする者から市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告申請があったので、同条第 2 項において準用する同法第 7 条の 3 第 2 項の規定に基づき、その区域に含まれる地域の名称を次のとおり公告する。

その区域を表示する図面は、横浜市都市整備局都心活性化推進部都心再生課において、この公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供する。

なお、施行地区となるべき区域内の土地（公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地を除く。）について未登記の借地権を有する者は、都市再開発法第 15 条第 2 項において準用する同法第 7 条の 3 第 3 項の規定に基づき、この公告の日から起算して 30 日以内に横浜市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあつては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、都市再開発法施行規則（昭和 44 年建設省令第 54 号）第 10 条第 1 項に定めるところにより、その借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市長 山中 竹 春

施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

中区蓬萊町 1 丁目 7 番の 6 の一部、真砂町 3 丁目 33 番の 1、33 番の 2 の一部、33 番の 3、33 番の 4、34 番の 1、34 番の 2、34 番の 3、34 番の 4、34 番の 5、34 番の 6、35 番の 1、35 番の 2、36 番、36 番の 2、36 番の 3、37 番の 1、37 番の 2、37 番の 3、38 番の 1 及び 38 番の 3、万代町 1 丁目 7 番の 7 の一部、港町 2 丁目 9 番の 2 の一部及び 9 番の 3 の一部並びに港町 3 丁目 10 番の 1、10 番の 2 の一部、10 番の 3、10 番の 4、11 番の 1、11 番の 2、11 番の 3、11 番の 4、12 番の 1、12 番の 2、12 番の 3、12 番の 4、13 番、14 番及び 14 番の 4

横 浜 市 公 告 第 456 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 理 事 の 氏 名 及 び 住 所

土 地 区 画 整 理 法 (昭 和 29 年 法 律 第 119 号) 第 29 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 東 高 島 駅 北 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合 か ら 、 次 の と お り 理 事 の 氏 名 及 び 住 所 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 退 任 し た 理 事

氏 名	住 所
日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社 取 締 役 事 業 開 発 本 部 長 野 村 康 郎	東 京 都 渋 谷 区 千 駄 ヶ 谷 5 丁 目 33 番 8 号

2 就 任 し た 理 事

氏 名	住 所
日 本 貨 物 鉄 道 株 式 会 社 取 締 役 事 業 開 発 本 部 長 土 井 広 治	東 京 都 渋 谷 区 千 駄 ヶ 谷 5 丁 目 33 番 8 号

区 告 示

鶴見区告示第 6 号（令和 6 年 7 月 30 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、法人下末吉連合会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 30 日

横浜市鶴見区長 渋谷 治 雄

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	土 田 和 男 鶴見区下末吉一丁目 1 番 28 号	荏 原 道 江 鶴見区下末吉四丁目 5 番 10 号

港南区告示第 5 号（令和 6 年 7 月 30 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、港南つつじヶ丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 30 日

横浜市港南区長 栗原 敏也

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	秋 元 健 司 港南区日野南七丁目 8 番 16 号	脇 田 和 郎 港南区日野南六丁目 38 番 1 号

港南区告示第 6 号（令和 6 年 7 月 30 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、奈良地区町内会から次のとおり変更した旨の届出があった

。

令和 6 年 7 月 30 日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	牧野元和 港南区日野中央三丁目 29 番 17 号	長嶋克章 港南区日野中央三丁目 32 番 13 - 402 号

旭区告示第 26 号（令和 6 年 8 月 1 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、金が谷自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 1 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	平 田 一 吉 旭区金が谷一丁目 3 番 4 号	平 山 実 旭区金が谷一丁目 2 番 21 号

旭区告示第 27 号（令和 6 年 8 月 1 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、金が谷自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 1 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	平 山 実 旭区金が谷一丁目 2 番 21 号	淡 路 英 行 旭区金が谷一丁目 5 番 3 号

旭区告示第 28 号（令和 6 年 8 月 1 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、東急白根自治会から次のとおり変更した旨の届出があった

。

令和 6 年 8 月 1 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	富田久美恵 旭区中白根二丁目 24 番 11 号	宇田川寿朗 旭区中白根一丁目 29 番 16 号

金沢区告示第 9 号（令和 6 年 8 月 9 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、湘南六浦自治会から次のとおり変更した旨の届出があった

。

令和 6 年 8 月 9 日

横浜市金沢区長 齋 藤 真美奈

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	小 林 恵 一 金 沢 区 六 浦 南 一 丁 目 6 番 1 号	鈴 木 晴 美 金 沢 区 六 浦 東 三 丁 目 15 番 9 号

金沢区告示第 10 号（令和 6 年 8 月 9 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、夏山町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 9 日

横浜市金沢区長 齋 藤 真美奈

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	植 草 俊 行 金沢区釜利谷西三丁目 目 1 番 38 号	福 本 利 子 金沢区釜利谷西一丁目 目 34 番 3 号

栄区告示第 13 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、湘南ハイツ自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	河 南 晋 也 栄区公田町 931 番地 の 130	下 山 英 世 栄区公田町 971 番地 の 67

栄区告示第 14 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、庄戸三丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	都 築 ちひろ 栄区庄戸三丁目 22 番 23 号	富 田 美 月 栄区庄戸三丁目 12 番 29 号

栄区告示第 15 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、春日町町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	伴 野 藍 栄区小菅ケ谷一丁目 27 番 21 号	橋 本 久 司 栄区小菅ケ谷二丁目 29 番 24 号

栄区告示第 16 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、飯島ひかりが丘自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	菅 沢 淳 二 栄区飯島町 567 番地 の 16	柳 澤 義 雄 栄区飯島町 412 番地 の 56

区 公 告

中区公告第 162 号（令和 6 年 8 月 5 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 8 月 5 日

横浜市中区長 小林 英 二

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 39 - 67 浜 横浜	令和 5 年 2 月 22 日
横 41 - 11 浜 横浜	令和 5 年 4 月 3 日
横 39 - 68 浜 横浜	令和 5 年 10 月 25 日
横 39 - 61 浜 横浜	令和 5 年 11 月 13 日
横 24 - 29 浜 横浜	令和 5 年 11 月 28 日
横 39 - 57 浜 横浜	令和 5 年 11 月 29 日
横 37 - 27 浜 横浜	令和 6 年 3 月 19 日
横 41 - 13 浜 横浜	令和 6 年 4 月 24 日

消防局

消防局公告第 4 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により、次の者を令和 6 年 8 月 9 日懲戒処分に付した。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市消防局長 平 中 隆

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
旭消防署	消防吏員	藤 井 敦 司	戒告

交 通 局

交 通 局 公 告 第 5 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 (昭 和 25 年 法 律 第 261 号) 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び 第 2 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 6 年 7 月 19 日 懲 戒 処 分 に 付 し た
。

令 和 6 年 8 月 23 日

横 浜 市 交 通 事 業 管 理 者

交 通 局 長 三 村 庄 一

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
自 動 車 本 部 浅 間 町 営 業 所	運 輸 職 員	國 島 弘 輝	減 給 5 号
自 動 車 本 部 港 南 営 業 所	運 輸 職 員	木 村 昌 弘	戒 告

教育委員会

横浜市教育委員会告示第 17 号


公印の改刻及び廃止

次のとおり公印を改刻し、及び廃止する。


令和 6 年 8 月 23 日

横浜市教育委員会

1 改刻

公印の名称	使用開始年月日	印影
横浜市立屏風浦小学校長印	令和 6 年 8 月 23 日	 (方 21 ミリメートル)

2 廃止

公印の名称	廃止年月日	印影
横浜市立屏風浦小学校長印	令和 6 年 8 月 23 日	 (方 21 ミリメートル)

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 6 号（令和 6 年 7 月 31 日揭示済）

委員の氏名

令和 6 年 7 月 31 日次の者が、本委員会委員に就任した。

令和 6 年 7 月 31 日

横浜市選挙管理委員会

吉	原	訓
和	田	卓生
森		敏明
藤	代	耕一

横浜市選挙管理委員会告示第 7 号（令和 6 年 8 月 2 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 6 年 8 月 2 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 8 月 2 日

横浜市選挙管理委員会

委員長

吉原 訓

委員長職務代理者

和田 卓生

監 査 委 員

横浜市 監査委員 公表 第 7 号

住民 監査 請求 に 係る 監査 結果 の 公表 (令和 6 年 6 月 3 日
受付)

地方自治法 (昭和 22 年 法律 第 67 号) 第 242 条 第 5 項 の 規定 に より
、 住民 監査 請求 に 係る 監査 を 行っ た の で 、 そ の 結果 を 別冊 の と お り
公表 する 。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市 監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	清	水	富	雄
同	大	岩	真	善 和

横浜市監査委員公表第 8 号

住民監査請求に係る監査結果の公表（令和 6 年 6 月 10 日
受付）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、その結果を別冊のとおり公表する。

令和 6 年 8 月 23 日

横浜市監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	清	水	富	雄
同	大	岩	真	善和

その他

公立大学法人横浜市立大学公告第 1 号

公立大学法人横浜市立大学令和 5 事業年度財務諸表の公告

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 34 条第 3 項の規定により、公立大学法人横浜市立大学令和 5 事業年度財務諸表を別冊のとおり公告する。

令和 6 年 8 月 23 日

公立大学法人横浜市立大学
理事長 近野 真一